

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成31年 2月12日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成31年度東広島北部学校給食センター自動ドア（一般用）保守管理業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13300046 |
| (3) 物品委託役務内容 | 東広島北部学校給食センターにおいて、自動ドアの保守点検を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島北部学校給食センター |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	設備点検>自動ドア<日常>点検
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 入札書に記載された金額のうち、平成31年9月30日までの資産の譲渡等については8パーセントに相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、平成31年10月1日以降の資産の譲渡等については10パーセントに相当する額を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、その合計額をもって落札価格とする。
- (2) 東広島市建築物維持管理（その他業務）共通標準事項を適用する。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成31年2月12日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成31年2月12日～平成31年3月4日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成31年2月12日～平成31年2月19日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会学校教育部 東広島北部学校給食センター 東広島市福富町久芳4361番地1 電話番号 082-430-1112 /ファックス番号 082-435-3330 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成31年2月22日～平成31年3月4日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成31年2月28日～平成31年3月1日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成31年3月4日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成31年度東広島北部学校給食センター自動ドア（一般用）保守管理業務仕様書

- 1 業務名 平成31年度東広島北部学校給食センター自動ドア（一般用）保守管理業務
- 2 履行場所 東広島北部学校給食センター
- 3 履行期間 平成31年4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで
- 4 保守対象装置
次の別紙1及び別紙2のとおり。
別紙1「自動ドア装置設置明細表」
別紙2「自動ドア装置設置位置図等詳細」
- 5 点検項目と技術調整内容
 - (1) ドア・サッシ部
 - ア ドアの変形
 - イ ガイドレール内の異物
 - ウ ドアと（無目、中間方立、枠、ガイドレール、床面）の隙間
 - エ 下振れ止めのねじれ
 - オ 全閉時の上下の隙間
 - カ ステッカーの確認
 - キ 異音
 - (2) 懸架部
 - ア 吊戸車の汚れ、摩耗
 - イ 吊戸車の締結、損傷
 - ウ ハンガーレールの汚れ、摩耗
 - エ ハンガーレールの締結、損傷
 - オ ドアストッパーの締結、損傷
 - (3) 動力部・作力部
 - ア 異音
 - イ エンジンの締結
 - ウ 防振ゴムの変形
 - エ 駆動プーリーの締結
 - オ ベルトの摩耗、損傷張り、締結
 - カ ベルトの摩耗、損傷
 - キ 駆動モーターの出力
 - (4) 制御装置
 - ア 開き速度

- イ 閉まり速度
- ウ 開き保持時間
- エ クッション作用
- オ 制御装置の締結
- カ センサーの検出面範囲
- キ センサーの検出面範囲締結
- ク 補助光線スイッチの作動
- ケ 補助光線スイッチの締結
- コ タッチスイッチの作動
- サ タッチスイッチの締結

(5) 電気回路

- ア 電線の支持、接続
- イ 電源・電圧（AC100V）
- ウ 絶縁抵抗（AC100V及び電動機回路）
- エ 総合動作（通常開閉動作・反転動作）

(6) その他

- ア オートロック装置の作動
- イ 入出力信号の確認
- ウ システム動作の確認
- エ その他必要と認める点検、調整

6 届出報告等事項

- (1) 点検結果に基づく点検報告書を、点検実施月末日までに提出する。
- (2) 点検、修理等により、部品交換等の必要があると認めたときは、「9 費用負担」の内容に基づき対処するものとする。

7 定期点検回数

点検は6月、9月、12月、3月に1回ずつ計4回行うこととし、点検日については協議のうえ決定する。

8 業務の実施

- (1) 業務の実施に際しては、センターの業務又はその他の業務に支障のないよう、日程調整し行うものとする。
- (2) 学校給食調理場であることを充分認識し、特に衛生管理面に配慮すること。
- (3) 調理場に入場する際は、規定の衣服及び履物を持参し着用すること。
- (4) 故障等異常時には、直ちに正常な状態に復旧及び整備すること。

9 費用負担

(1) 次に掲げる費用については、受注者の負担とする。

①保守点検業務	<input type="checkbox"/> 保守点検作業 <input type="checkbox"/> 緊急対応に伴う出張（9:00～16:00）
②消耗部品	<input type="checkbox"/> 吊車（戸車）・吊元金具 <input type="checkbox"/> ベルト類（Vベルト・タイミングベルト） <input type="checkbox"/> フレ止め
③主要部品	<input type="checkbox"/> プーリー（従動・モーター用） <input type="checkbox"/> 光線センサー（無目付型センサー） <input type="checkbox"/> タッチスイッチ <input type="checkbox"/> 補助光電センサー <input type="checkbox"/> 制御器

(2) スパイラルシャッター及びエアシャッターの交換部品に係る費用については、本仕様に含まない。

(3) 取替更新に伴う次に掲げる装置一式に係る費用については、本仕様に含まない。

- ・ ガイドレール
- ・ モーター
- ・ ハンガーレール不良が認められた場合
- ・ メーカーの部品保管期間が超過し、当該部品の入手が不可能な場合

10 除外作業

次の事項は、本契約に定める保守点検作業及び受注者の費用負担の対象から除外する。

- (1) 事故、不注意、誤用、指定以外の使用電源（電圧）によって生じた故障。
- (2) 風水害、地震等の天変地異、政治的若しくは社会的騒乱、不可抗力による機器の損傷又は故障の修理。
- (3) 受注者又は受注者の指定業者以外による改造、移設、修理が行われたために発生した故障の修理。
- (4) サッシ、ドア本体、ガラス、ガイドレール、ドア付属品（鍵錠等）の損傷や故障の修理。
- (5) 経年劣化、使用材質の自然特性及び使用環境による故障の修理。
- (6) 受注者が書面等により注意喚起したにもかかわらず、発注者が承認しなかった事項に起因する故障の修理。
- (7) 前各号に定めるもののほか、受注者の責めに帰することができない理由による故障の修理。

11 部分払

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
4月～6月 履行分	円	部分払（部分引渡し）
7月～9月 履行分	円	部分払（部分引渡し）
10月～12月 履行分	円	部分払（部分引渡し）
1月～3月 履行分	円	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

(3) 部分払及び完了払の額

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約金額のうち、平成31年9月30日までの資産の譲渡等に係る契約金額の108分の100に相当する額と、平成31年10月1日以降の資産の譲渡等に係る契約金額の110分の100に相当する額を合計した額を4で除した額（当該額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を単位金額とする。

部分払の額は、履行区分のうち4月から9月までの各履行分にあつては、単位金額の8%に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を加算して計算した額とし、10月から12月までの履行分にあつては、単位金額の10%に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を加算して計算した額とする。なお、契約金額から全ての部分払金額の合計額を差し引いた額を、完了払の額とする。

1.2 その他

- (1) 修理、取替における部品、装置（一式）は適正な技術的性能、品質、安全性を確保するために、設置メーカーの推奨部品を使用するものとする。
- (2) 保守点検の適用範囲、保守業務責任者、保守計画、業務内容、点検回数、点検項目と判定基準等は、三和シャッター工業株式会社の保守点検項目に基づくものとする。
- (3) 開閉頻度の高さ及び故障した場合に給食提供に与える影響の大きさを考慮し、保守点検に当たっては、設置メーカーの指定する専用の点検器具を使用して行うものとする。

1.3 問い合わせ先

学校教育部 東広島北部学校給食センター 業務係

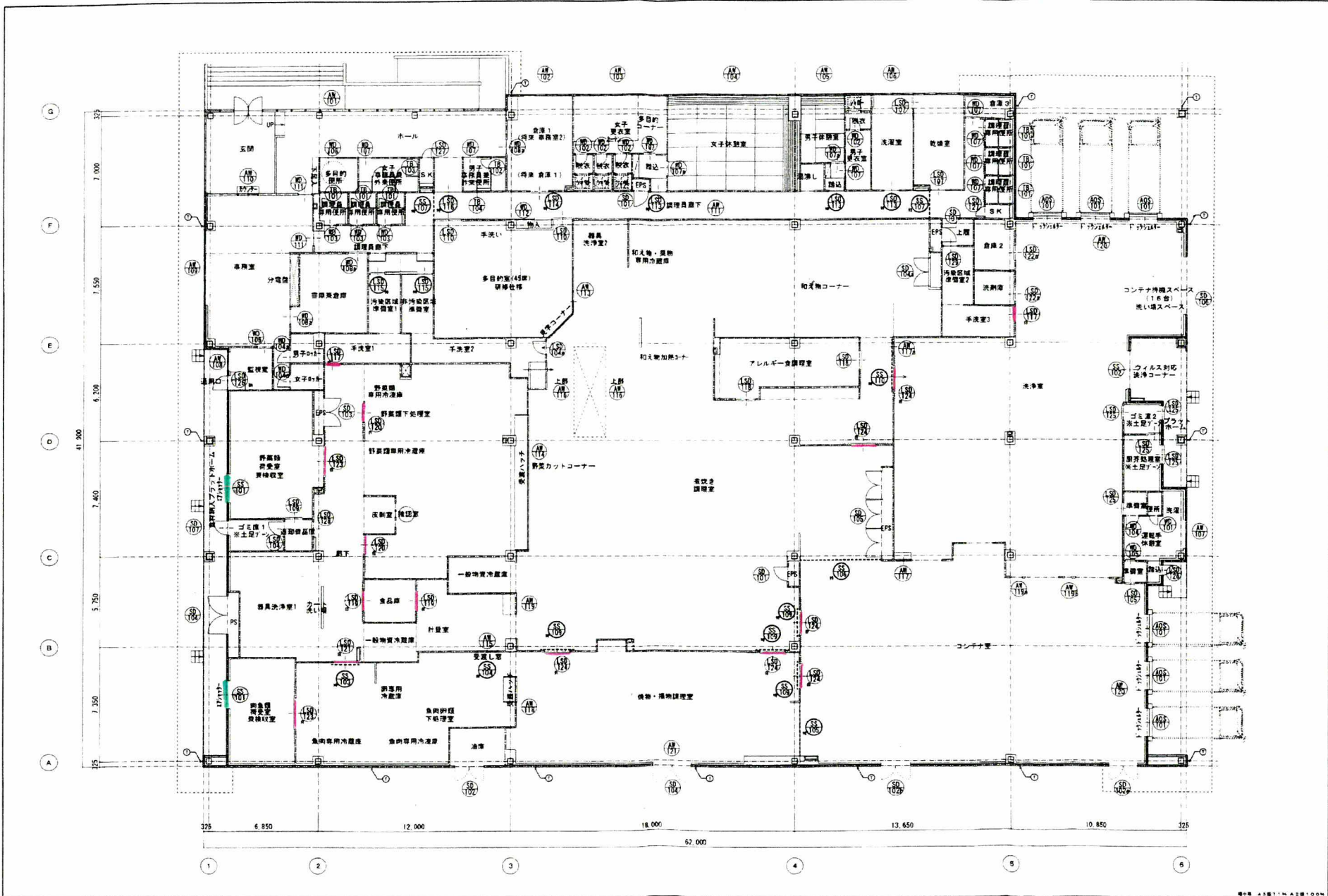
TEL 082-430-1112

FAX 082-435-3330

別紙 1 自動ドア装置設置明細表

符 号	設置箇所	自動ドア方式（仕様）（型式）	数
LSD-117	①手洗室 1	軽量鋼製片引き戸 (M-330SR)	1
	②手洗室 3	軽量鋼製片引き戸 (M-330SR)	1
LSD-119	①食品庫	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	2
LSD-120	①野菜類下処理室	軽量鋼製片引き戸 (M-330SR)	2
LSD-121	①魚肉卵類下処理室	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	1
LSD-123	①廊下	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	1
	②魚肉卵類下処理室	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	1
LSD-124	①洗浄室	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	1
	②コンテナ室	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	2
	③煮炊き調理室	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	1
	④焼物・揚物調理室	軽量鋼製両引き戸 (M-330SR)	2
SS-101	①野菜類荷受室兼検収室	スチール製高速シャッター +エアシャッター	1
	②肉魚類荷受室兼検収室	スチール製高速シャッター +エアシャッター	1
		合計数量 17か所	

三和シャッター製



凡例		特殊防火設備を有する			株式会社 建築設計 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-3211-1111 代表取締役 佐藤 健之	JOB NO. 201500110 DATE 2015.12 TITLE 学校給食センター化事業(仮称) 支那学校給食センター新築工事(建築)	図号 A-2 1/150 42. 1/150
		消防設備を有する				TOTAL 42. 1/150 A 41	

